

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書

地球上に存在する無数の生態系は、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしに成り立たない。しかしながら、生物多様性は人類史上これまでにない速度で悪化に向かっており、また、生物多様性の損失はイメージがしづらいため、その危機意識が広く共有されているとは言えない。

このような状況を受けて、1993年に生物の多様性に関する条約が発効され、昨年12月の同条約の第15回締約国会議（C O P 15）では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現という新たな世界目標が採択された。

我が国でも、この新たな世界目標に対応した生物多様性国家戦略2023－2030を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めようとしているが、その主体は地域であり地方公共団体であると考える。

このような中、本市では、本年10月に政令指定都市として初の宣言となる、なごやネイチャーポジティブ宣言を行うとともに、生物多様性なごや戦略実行計画2030を策定し、生物多様性に関する取組を強化しているところである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、ネイチャーポジティブの実現に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要であるため、脱炭素関連の予算だけでなく、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。
 - 2 2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30 b y 30」の実現に向け、国立公園・国定公園等の保護地域の拡張やO E C M（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の認定を推進するなど、地域との連携の下、取組を加速化すること。
 - 3 全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援するとともに、N G O等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられた野生の生き物が自立、循環して暮らすことのできる空間である学校・園庭ビオトープの普及を促進すること。
 - 4 廃棄物等を削減し、製品と資源の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の3本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いため、地域でのサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月6日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
環境大臣

} 宛（各 通）